

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

2024年1月1日実施

北海道電力株式会社

低圧蓄熱調整契約

1 適用範囲

特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、2（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（2023年6月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

3 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の算式によって算定された金額といたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧電力の使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4) イの蓄熱割引率}$$

ロ 選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧時間帯別電力の夜間時間における使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4) ロの蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱

式負荷設備」といいます。)の夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率(以下「控除率」といいます。)を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.137
-----------	-------

ロ 選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.053
-----------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

4 夜間使用電力量の算定等

(1) 夜間使用電力量は、(2)の場合を除き、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力の料金の算定期間の使用電力量のうち、夜間時間に使用された電力量といたします。

(2) 蓄熱式負荷設備にかかわる専用の回路が施設され、かつ、蓄熱式負荷設備の夜間使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、夜間使用電力量は、当該一般送配電事業者等がその他の負荷設備とは別に計量する蓄熱

式負荷設備の夜間時間における使用電力量といたします。また、夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

- (3) 料金の算定期間の夜間使用電力量は、夜間時間の30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

5 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) その他の事項については、電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）ならびに供給約款もしくは選択約款の低圧時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2024年1月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱運転によって、本則2（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、お客さまが1年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合で、かつ、2016年4月1日の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則1（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2016年4月1日以降に蓄熱式負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 2024年1月の料金に係る計量期間等の終期までは、旧選択約款を適用いたします。ただし、旧選択約款本則8（解約等）(1)ロ、ハおよびニならびに旧選択約款附則3（2016年3月31日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件）(1)および(2)は適用いたしません。また、当社との需給契約によって支払いを要することとなった料金（支払期日を経過してなお支払われない料金に限ります。）および料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他当社との需給契約から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は、標準約款37（解約等）に準ずるものいたします。

また、旧選択約款の適用を受けている間、標準約款とあわせて適用いたしません。

- (2) 2024年2月の料金に係る計量期間等の始期以降は、標準約款とあわせてこの選択約款を適用いたします。